

産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険税が免除されます！

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険税の免除方法

- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。

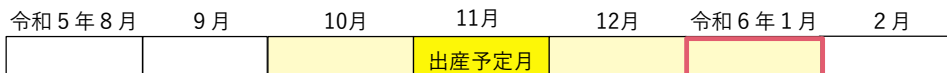


※産前産後期間相当分の所得割額と均等割額が年額から減額されます。

※産前産後期間の保険税が0になるとは限りません。

※双子などの多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が減額されます。



※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

■ …対象期間

- 保険税が減額された場合、払いすぎになった保険税は還付されます。

届出に必要な書類

- ① 産前産後期間に係る保険税軽減届出書 ※ホームページからもダウンロードできます。
- ② 届出者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）
- ③ 母子健康手帳など

※出産後に届出を行う場合、親子関係を明らかにする書類が必要です。

届出先およびお問い合わせ先

さつま町役場 税務課 町民税係 TEL0996-24-8922（直通）

よくあるご質問

Q 1 令和5年11月に出産しました。何月分からの国民健康保険税が免除されますか？

A 1 制度の施行が令和6年1月からであるため、令和5年11月に出産した場合は令和6年1月分の国民健康保険税が免除されます。

〈令和5年11月～令和6年2月に出産される方の免除期間（単胎妊娠の場合）〉

※色の付いた期間が免除期間

(制度開始)



Q 2 出産前に届出しましたが、出産予定の月と実際に出産した月が違った場合、再度届出が必要ですか？

A 2 出産予定月と実際の出産月が違った場合でも、再度の届出は不要です。

Q 3 保険税を前納していますが、免除が適用となった場合、保険税は戻ってきますか？

A 3 保険税を前納されている場合、免除となった保険税は還付（返金）されます。

Q 4 令和6年7月15日に出産予定です。いつから届出できますか？

A 4 出産予定日の6か月前から届出できます。

令和6年7月15日が出産予定日の場合は、令和6年1月15日から届出ができます。

Q 5 令和6年3月に出産した場合、保険税はどうなりますか？

A 5 免除対象月が年度をまたぐ場合は、それぞれの年度における免除の基礎となる保険税額が異なるため、産後期間である4月・5月分については令和6年度分の保険税が免除されます。

Q 6 本人でなくても届出できますか？

A 6 住民票上の世帯が同じ方であれば、どなたでも届出できます。

(別世帯の方が届出する場合は、委任状が必要です。)

Q 7 職場の健康保険をやめて国民健康保険に入る場合、届出は必要ですか？

A 7 国民健康保険の加入手続きと併せて、表面の「届出に必要な書類」を持参のうえ、お手続きください。

Q 8 保険税の免除を受けていますが、他市区町村に転出することとなりました。手続きは必要ですか？

A 8 さつま町では必要ありませんが、転出先の市区町村では再度届出が必要となります。